

「三重県社会的養育推進計画(中間案)」にかかるパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方

<p>対応区分</p> <p>反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。</p> <p>参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。</p> <p>反映または参考にさせていただくことが難しいもの。</p> <p>(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)</p> <p>その他(~ に該当しないもの)</p>

<p>いただいたご意見等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・修正 P1 (1)下から3行目 「子どもの権利が実現」「子どもの権利保障が実現」		ご指摘のとおり修正します。
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	P1 総論 (1)計画の趣旨 は重要な内容となりますが、ここで書かれている(下から2行目) “児童虐待の未然防止から自立支援まで切れ目のない総合的な対策をまとめる” 本計画の策定要領(厚労省局長通知)によると、そのような趣旨ではないです。 策定要領 1. 今回の計画策定の位置付け P3下から2行目 “子どもの最善の利益を念頭に、全ての子どもが健全に養育される権利をもっていることを十分に踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。” 2. 基本的考え方 P4 上から2つ目 “今般の見直しの対象は、次のように在宅での支援から...自立まで” ビジョン P1骨格・P7ビジョンの全体像 虐待や貧困の連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの構築 虐待という限定したものではないはずで、虐待未然防止からになると、“親子分離をしないケアの充実”(策定要領P4下から6行目)とならないと思います。親子分離は、様々な理由があり、その原因を取り除くのが、本計画の本来の目的だと思います。その為の総合的な計画にするために見直しとなったものと理解しています。		ご指摘をふまえ、「子育てで家庭の孤立を解消し、児童虐待の未然防止から自立支援まで切れ目のない総合的な対策をまとめる」と修正します。
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・進行管理について、計画策定の経緯を知り、内容を熟知した者が検証しないと、数の確認だけに終わったり、その時に必要な支援への修正ができない。		計画の進捗管理については、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に専門部会を設けるなど体制を強化し、毎年の進捗状況の確認と見直しについて審議してまいります。また、計画の実施にあたっては、関係機関との会議や協議の場を通じ、十分に連携を図りながら進めていきます。
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・検証する委員会は、産前から自立までの計画を総合的に検証できるものでなければならない。		
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・検証した内容は必要に応じて計画の見直しができるようにしなければならない。		
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・推進計画策定にあたり、この短時間でここまで作り上げられた、県と策定正副委員長の対応に驚いている。しかし、時間的な制限を受けた計画なので、これから10年の間に丁寧な見直しをする必要があることは否めない。		
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	1	・趣旨「全ての子ども」「切れ目のない総合的な対策をまとめる」について、市町・児相・一保・里親・施設の一体的な改革を進めるようにしなければならないが、それぞれの計画となっており、全て関係性があるように分かるようにし、落ちこぼれをださないようにしなければならない。		
総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	2	・総論「虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消します。」の表現は大賛成です。そのために、福祉、医療、教育、行政が連携し、垣根のない施策が必要であるとする。		
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	・推進計画は要保護児童の現状を注視し毎年見直しをお願いしたい。		
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	・代替養育を必要とする数の見込みについて、計画の数は現在の推測によるものでしかなく、今後の支援体制・改革の状況・社会情勢等で変化が予想されるので、随時検証されなければならない。		
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	・今までの数字の変化率と今後の体制改革による数字の変化は異なると見るべきである。		
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	・策定要領にもあるように、代替養育は増える可能性があると思えるべきである。		

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	「行き場のない子どもをつくらぬよう、子どもの最善の利益の確保を考え、当分の間は潜在的需要の顕在化が続くと想定し、子ども数を算定します。」の「当分の間」とはどれくらいの期間を想定しているのか。		期間については明確に定めていませんが、子どもの数の算定については、計画の進捗管理のなかで必要に応じ見直していきます。
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	社会的養育推進計画中間案を拝見すると、子どもの出生数が減少して代替養育必要とする対象の児童数が減少するにもかかわらず、潜在的需要や社会的養護を必要とする子どもの推移を勘案して代替養育の見込み数の設定されたことは非常に良いことだと思う。		代替養育を必要とする子どもの数については、子どもの最善の利益を最優先に考え、行き場のない子どもを作らないよう算定しています。
各論 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3	三重県社会的養育推進計画が人口減少に歯止めをかけ、子ども子育てに魅力あるわが街三重となるように計画されていくことを願っている。		この計画により子育て家庭の不安や孤立を解消し、全ての家庭の子どもが夢と希望を持って健やかに成長する三重を目指します。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	効果的に「フォスタリング業務」を実施するためには、児相・市町・児童養護施設・児童家庭支援センターとの有効な連携が必須であり、そのための指針や取り組みがこの推進計画に触れられていないのは残念である。		総論の(2)計画策定の基本理念と基本的方向により、関連施策との連携や、取組を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行っていきます。
7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27			
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	さらにこの推進計画を支える人材の継続的な育成、育成した人材の定着化にも多大の課題がある。最終報告においてはこの点に対しても何らかの指針が盛り込まれることを期待する。		
7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27			
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親委託率の目標値の数字を追いかけるのではなく、里親の育成に力を注ぎ質の向上を図ること。		里親委託の推進については、フォスタリング機関の整備等により里親登録数の増加とともに、里親研修を充実させ、質の向上にも取り組んでまいります。また、経験豊富な里親については、専門里親としての養成を進めます。さらに、子どもの利益を最優先に考え、丁寧にマッチングを行うなどし、適切に措置委託を行ってまいります。委託率の数値目標については、計画の進捗管理の場や、関係団体との協議の中で検討していきます。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親等への委託の推進に向けた取組について、要保護児童の里親委託は、子どもの養育には優れていると思われるが、その為の社会情勢の涵養も必要であると思う。まだまだ、日本の社会において里親に対する偏見等があり、里親及び里子が自身の狭い思いを地域、学校等で抱かざるを得ない状況にあるのは否めない現状でもある。また、里親と里子のマッチングにも充分配慮する必要がある。要保護児童は、おおにして心に傷を持つ場合があり、試し行動、幼児還り等がある。そのため、里親との関係が旨く築かれず、施設と里親との間を転々とし、大人から捨てられた感をその都度募らせ、自尊心を喪失して行く場合がある。里親ありきではなく、子どもファーストできめ細やかな対応が必要ではないかと思う。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親委託率の数字は了解するが、24時間365日子どもを養育する里親の資質向上が必要である。また、その評価体制も必要であると考え。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親委託率について、目標値を就学前後ともに現在の約2倍にしています。社会的養護における虐待比率をみると、養育里親のみでみた場合には児童養護施設約3倍という数値も出ていたこともある。里親の割合がこれまで以上に増えることによって、同時にその割合・比率も良くない影響が出てくるのではないかとも思える。そうならない手段として、フォスタリング業務の構築をあげているが、「里親委託の一層の推進」という点に目が行きすぎてしまい丁寧な実施体制の中で進められているのか疑問に感じている。施設以上に生活の中が見えにくい形態の中で、フォスタリング機関がどこまで支援や状況を把握していけるのか不安である。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親制度は、子どものための制度であるという言葉が徐々に減ってきたように感じる。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親委託率の上昇に対しては理解をし、取組んできた。今後更なる上昇を望むには、親子分離のあり方を見直して、問題の軽微なケースを委託に向けたり、現在の親子分離の基準でいくなら、近年の重篤ケースの増加から24時間365日みりる里親の質を施設職員以上上げるべきである。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親委託の推進は理解し、協力してきているが、里親委託率の数値目標の設定には十分慎重に検討をし、数値達成のために機械的な措置がされない仕組みを検証されるようにしてください(里親のバーンアウト防止、里子の不調及びドリフト防止のため)		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	12	里親等委託率の目標値は、就学前児童約34%を60%に、就学後児童は約22.5%を40%と設定しているが、本当に可能なのか。その根拠を教えてください。		里親等委託率の目標値は、国が公表した「新しい社会的養育ビジョン」の考え方を参考に、県における代替養育を必要とする子ども数の潜在的需要を含む将来的な見込数を算出し、実現すべき目標として設定したものです。計画では里親委託の一層の推進のため、フォスタリング体制を整備するとともに、関係者が最大限努力することで達成が可能と判断しました。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	ファミリーホームについて、里親委託率を上げていく上で、同様にファミリーホームへの委託も増やすことを検討していると思いますが、委託児童を選び好みする里親家庭で稼働率を上げていくことは可能か？		里親委託の推進については、フォスタリング機関の整備等による里親登録数の増加とともに、里親研修を充実させ、質の向上にも取り組んでまいります。また、前回計画における目標値(ファミリーホーム12か所)や、近年のファミリーホームの設置状況を考慮し、ファミリーホームの増設を行い、ファミリーホームへの委託も増やしていくことを記載します。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	社会的養護に対する社会の特別な見方を変えないと、里親は特別な子を見る特別な人たちとなる。		フォスタリング機関等による里親制度の普及啓発に取り組んでまいります。また、さまざまな機会を通じて住民への周知を行い、里親制度への正しい理解を浸透させていきます。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	国も県も校区内里親も推進すると言われるが、社会的養護が特別であると認識されている以上、慎重に考えて欲しい。以前一保で原籍校まで送迎をしていたが子どもから「転校したい」と言われた。理由は周囲から理由を聞かれるからと告げられた。事例としてお伝えしたが、里親研修や民生員への説明で「校区内里親推進」を言われ、問題を提示されていない様子。当事者の子どもはきれいごとで済まされない、厳しい現状に立たされていることを理解し、問題に対する解決策を明確にしたうえで進めて欲しい。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	里親実習を積極的に受け入れているが、実際入所児童に接するので、事前の十分な研修と注意、また対応しにくい方の実習は検討して欲しい。		里親実習にご協力いただきありがとうございます。実習実施の際の参考とします。

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・里親委託についてのフォスティング業務をどう整備していくのか、フォスティング機関について既存の里親支援専門相談員の取り組みとの整合性について十分理解しあえるように考えてほしい。		里親支援専門相談員は民間フォスティング機関の活動区域においては民間フォスティング機関と連携し、民間フォスティング機関がない地域では児童相談所がフォスティング機関となるため、児童相談所と連携します。県が県内におけるフォスティング業務の最終的な実施責任を担い、里親支援専門相談員に委託後のフォローなどの役割を担っていただくなど、里親支援専門相談員とフォスティング機関の連携方法や役割分担等について支援を行います。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・フォスティング機関と里親支援専門相談員との関係についてはフォスティング機関の整備状況に応じ、整理します。ではなく、まず、関係について整理して頂きたい。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・フォスティングは、実際取組んでいる施設から出ている意見の里専との分担が難しい点で、提示された内容では今一つ理解できないし、取組むなかで役割を立て直すには職員の数も余裕がない。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・「フォスティング機関と里親支援専門相談員との関係については、フォスティング機関の整備状況に応じ、整理します。」とあるが、具体性のない表記になっているため、施設側において計画を立てる骨格が見えにくい状況がある。具体的な区割り案とともに、里専との関連性を明確にしていきたい。		
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・今後各フォスティングと各児相間の連携についての明確な説明が必要。		県がフォスティング業務の最終的な実施責任を担い、フォスティングと機関と児童相談所との連携方法や役割分担については、今後検討していきます。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	9	・県内に4～6か所のフォスティング機関を整備します。」とあるが、具体的にどんな区域割り案を想定しているのか。		フォスティング業務の区域割りについては県内6児童相談所の管内別にフォスティング機関を整備することを想定し、民間のフォスティング機関を積極的に活用し、児童相談所の管轄を超えた広域的な展開がふさわしい場合も想定されるので、地域の実情に応じた効果的な実施体制構築をすすめるため、4～6か所としています。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	・施設入所や里親委託が必要な子どもの見込みは、アドボケイトにも関わるように、支援策が親子共に理解できる仕組みが必要。入り口となる市町に掛かる責任が大きく、それを支援する県もどのようにするのかを明確にして欲しい。		市町の子ども家庭総合支援拠点の設置支援や、各児童相談所管内に1ヶ所の児童家庭支援センターを設置し、市町との連携を強化してまいります。また、市町の担当職員に対し、子どもの権利擁護に関する研修を実施し、子どもの意思をくみ取る意識の醸成を図ります。
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	15	・パーマネンシ 保障について、妊娠中に胎児中心の生活を送ってきたのであれば心配は少ないが、委託後の支援の必要性が高いために、実親・里子・里親との関係も含めて、乳児院を一旦かませて委託するべきと考える。また、特養も社会的養護の範疇であることを忘れてはならない。		子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な措置を行ってまいります。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・厚労省のケアニーズが非常に高い子と、県のケアニーズが高い児童は同じ児童であるなら、言葉は同じにして頂きたい。		平成30年7月6日付厚生労働省通知「乳児院、児童養護施設の高機能化及び多機能化、機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」についてで使用されている、「ケアニーズが非常に高い子ども」に統一します。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・「施設の安定的な運営に最大限配慮しつつ、培ってきた経験とノウハウを生かして、家庭的養護の一層の充実、ケアニーズの高い児童に対応する高機能化、施設の多機能化を推進します。」「ケアニーズが高い児童をケアするためのユニット(専門的なケアユニット)への転換…」とあるが、「ケアニーズの高い子」の定義を教えてください。また、「高機能・多機能化」の定義も教えてください。施設ですでに、ケアニーズの高いと思われる子が各ユニットで生活している。少ない職員数で工夫をしながら悪戦苦闘している。子どもが生活している施設現場のリアルな定義を提示してほしい。		「ケアニーズが非常に高い子ども」の定義は国において定義された子どもを指すものとしていますが、対象となる子どものハードルが高く、実態とはかけ離れているため、見直しを国に要望していきます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・ケアニーズの高い児童を集めて見る専門ユニットには反対だ。集められた子どもも最善の幸せ、利益があるとも思わない。保護室等がない施設での運営は出来ないと思う。		専門職による即時の対応が可能となるよう専門ユニットは必要と考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。一人ひとりに最適な支援が行えるよう配置基準のさらなる充実を国に要望していきます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・施設定員の減少が必要となっても現職員の雇入れ出来得る措置費の担保をお願いしたい。		小規模化に伴い職員減や収入減とならないよう、より手厚い体制で処遇が行えるよう、措置費や配置基準の充実を国に要望していきます。また、多機能化のための支援を行っていきます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みを求めているが、多機能化に対して直接処遇職員や専門的職員の加配のない一時保護専用ユニットについて、県として整備を促進するというのであれば、国基準が改正されるまでに人的な手厚い処遇を検討すべきだと思う。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・県の推進計画策定要領には従うが、定員削減は職員数の削減につながり、社会的養育の衰退に行き着く。より家庭的で、高機能化、多機能化を推進していくには、職員を減らさず丁寧な小規模化を目指すことが必要かと考える。子どもたちのために、現場の声に耳を傾けてほしい。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・児童養護施設について、定数が減っていても今の職員数が確保でき、施設も今働いている職員も自分の将来に対して不安なく長く勤められる安心が得られる内容も中間計画に盛り込むべき。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・経営する小規模グループケアの人数が8人、6人になるという事は、措置費の増額があるものと考えて良いのか？措置費増額無しでの経営は、職員を解雇せざる形になってしまう。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・行き場のない子どもを決して作らないために、十分な受け皿を用意する必要があるため、施設の定員減少は慎重に検討して欲しい。(子どもの最善の利益保障及び安心・安全・生命の確保のため)		施設の定員については、稼働率に余裕を持たせながら、受け皿の確保を見込んで設定しています。また今後、里親委託の推移を検証しながら、計画の進捗管理の場や、関係団体との協議の中で慎重に検討していきます。

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・この虐待件数が増えている中で、結果、本体施設の要保護児童の受け皿数を減らす考え方が納得できない。要保護児童のセーフティネット枠を減らして良いのか？行き場のない子ども達を作らない為にも、再考を願う。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・フォスタリングが十分に機能をするまで、受け皿は十分に用意することとされているので、施設の定員は、少なくとも5年間は減員してはならないし、させてはならない。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・各施設が多機能化を推し進めたい気持ちと必要性は十分に理解しているが、人材確保・育成・定着問題から取り組めない現状があることを十分に理解いただいたうえで、計画の最終を策定していただきたい。この深刻さを十分に理解されていないように感じる。		総論の中の基本的方向により、施設が高機能化・小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上にお向けた取組、施設整備への支援を行います。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・三重県内の施設は他県にない速度で、小規模化・地域分散化を図ってきた。今以上に進めるのであれば、今抱える人的・資金的課題を解決するのが先決と思われる。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・施設のの小規模化かつ地域分散化について、望ましいことであるが、施設の地域分散化を行う際、施設コンフリクトに配慮する必要がある、街中に施設を整備するときに、住民の反対運動で頓挫する場合は散見されている。施設コンフリクトについて、県民及び地域住民に十分な啓蒙活動が必要ではないか。施設の高機能化に伴う人材確保については、人員の増員と併せて措置費等の改善も必要である。		社会的養育についての理解を求めていくとともに、各施設に地域との連携を依頼してまいります。また、施設が高機能化・小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行います。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	17	・児童養護施設について、施設も家庭的養護を目指すことは言うまでもないが、家庭にはかなわない環境であると位置づけてしまうのもいかなものか、逆に施設で成長することのメリット、ストレングスに着目したいと思う。家庭では受けられない様々なプログラムや体験を享受することは、成長後にストレングスになり得たり、ユニークな育ちとして貴重な個性でもある。		子どもの利益を最優先に、真意をくみ取り、多様な選択肢を用意していくことが必要と考えます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、子ども心身医療センターについて、役割として必要なところに措置がされるようお願いしたい。		施設種別に応じ適切に措置を行います。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・児童自立支援施設について、夫婦小舎制の維持が難しいなか、それでも夫婦小舎制の維持を考えてみるのか、幅を持たせてもと思うのだが。		児童自立支援施設については、夫婦小舎制のメリットを考慮し、継続に向け努力していきます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・児童自立支援施設について、夫婦小舎制は、労働時間、人材確保等の面から困難に成っているのが現状ではないかと思っている。大舎制を基本としながら、子どもニーズに合わせて、一部小舎制にしてはどうかと思う。また、公立公営ではなく、公立民営の運営方法も検討してはどうかと思っている。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・「母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割と連携強化」で、三重県立子ども心身発達医療センター、悠、国児学園等の役割を整理する必要があると思う。		各施設の役割については、一定整理されていると考えていますが、重なり合う部分については、今後関係者と調整を行い、効果的な連携や役割分担を考えていきます。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・児童自立支援施設・児童心理療法施設・県立子ども心身発達医療センター・障害児施設の各種専門施設との関連を整理しないと、ケアニーズが高いケースの専門種別施設間でのドリフトが生じる。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・専門種別施設に母子や自立援助ホームの将来構想とも関わるので、各種別施設の計画を明確にして並べる必要があるので、ここで掲げられた内容では不十分である。		
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	母子生活支援施設の位置づけについて ・母子生活支援施設はp20において連携機関のひとつに位置づけられていますが、乳児院や児童養護施設への措置児童、里親への委託児童のなかに母子世帯の児童が一定数いることを考えると、母子分離する前に母子生活支援施設を利用することで、家庭的な養育環境の実現以前に「家庭」を維持することができた児童がいたのではないかと推察します。この点について、今後詳細な調査と結果に沿った利用の促進を明らかにしていただければと思います。		ご指摘をふまえ、母子生活支援施設の入所利用について記載しました。
各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	20	・児童心理治療施設について、両親の離婚の間にある子どもたちに対する心理的ケアが必要と思うが、未だそのような取り組みが充分でないのが現状である。家庭裁判所も最近になって、離婚調停中の親に対して「親ガイダンス」を行い、子どもに充分目を向けるように援助、指導しているが、裁判所は直接に子どもに関わってはいない。愛する両親の争いの間で、心理的に追い込まれている幼い子どもらに援助の手をさしよる施策は無いものかと思っているので、委員会で議論をお願いする。		児童心理治療施設の役割については今後の取組のなかで整理していきます。

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・アドボカシー、アドボケイトの考えが、考えだけで終わらないような取り組みをお願いしたい。		子どもの意見表明権についての啓発を進めてまいります。アドボカシー、アドボケイトの考え方を基盤にした子どもの意見表明のしくみづくりをより充実していきます。
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・アドボカシーについて、子どもの権利擁護は、1994年日本が「子どもの権利条約」を批准してから25年余経過するが、未だに充分国民に浸透していない。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・県をあげて、権利条約の普及啓発をすることによって、子どもは保護されるものではなく、権利の主体であることを多くの人々に認識することにより、アドボカシーの原則を啓蒙することになるのではないかと考えている。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・まだまだ、日本の社会は、「親の所有物としての我が子感」が強く、それを払拭するには、徹底した啓発が必要であると考えている。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・アドボカシーについて、子どもが権利の主体とされた以上、アドボカシーについては重要であるので、もっと詳細な内容が必要。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・親子共に支援策の理解が得られているのであれば、必要な支援をスムーズに受けることができるし、親子分離となる一保や施設入所後も短期間化・生活の安定にもつながるので、大いに期待したい。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・権利擁護について、「子どもの権利ノート」はとても良いと思う。10年経っているのに、特に17項目は「高校」に換えて、改訂をお願いしたいと思う。また、ノートの利用について、どのように使われているのか、子どもが声をあげ易い工夫がどのようになされているか、年齢によってどのような配慮がなされているのか等、研修や具体例が作られると良いと思う。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・子どもの真意とは何か。子どもの意思表示を聞く場合、一時保護や措置を決定するとき、施設か里親かを選ぶときではまったく異なるものであると思う。後者は、子どもがどちらを選んでも良い結果が待っているはずだが、前者は、十分に気持ちを聞き説明することはもちろん必要だろうが、決定は周囲が粛々しなければならないように思う。		
各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組	22	・人材育成とあるが、育成後の経験も重要で、そこをどのようにするかを明記して欲しい。親子共に意見聴取をした職員が異動等で変わる場合の説明も丁寧にならなければならない。		人材育成の取組の詳細は今後の取組において検討していきます。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・自立支援の施策について、大学等への進学を促進していくまでに一番重要な学費についてどう支援していくのか全く充実が図られておらず、将来の借金を背負う大学等の進学になっていないかと不安な児童も多いと思う。具体策はないのか検討してほしい。		学費については、国の給付型奨学金制度の充実によりこれまで以上に支援が図られます。それらの制度が施設や里親家庭の児童に周知されるよう努めていきます。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・社会的養護自立支援の推進に向けた取組 前期の取組として挙げられている、自立支援にあたる専任職員の配置をお願いしたい。		令和2年度はモデル的に3施設に自立支援の専任職員を配置し、退所前のリービングケアから、退所後のアフターケアまで切れ目のない支援を行うこととしています。その効果を検証し、順次、他施設にも拡大していきます。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・自立支援資金貸付事業を給付型にして頂けると、もっと活用する子どもが増えるかと思う。親からの支援が期待出来ない子たちの進学率を上げ、又進学する事でその間の人間的な成長を待てるのではないかと考える為である。それによって一人でも多くの子ども達の離職数・率が下がる事を期待したい。		児童養護施設等の退所後の経済的支援の一つに、家賃相当額や生活費、各種資格の取得費に充てることのできる自立支援資金貸付事業があり、一定期間の就労を条件に変換が免除されますが、県では給付型の事業がないのが現状です。授業料の無償化や給付型を含む高等教育における奨学金等と組み合わせ、自立支援を拡充していくことが求められていると考えています。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・制度上、22歳まで児童養護施設等での生活の場を確保できるようになったが、現状ほとんどそのようなケースはないと思われる。22歳というのも、進学者前提であると思われるが、そもそも高校生で入所してきた児童に1,2年でアタッチメント形成をするのは非常に難しいことである。入所時に措置延長をすることを前提として受け入れた方が、児童のためにはなると思う。しかし、施設側も措置延長を利用することが難しいだろう。里親委託を増やして施設を減らしましょうということになっているが、虐待件数は年々増加しており、施設に入所できない子がほとんどである。そんな現状があるにも関わらず、施設などの受け皿は全く増えていない。そんな現状があるにも関わらず、施設を減らすことは違うのではないかと考える。		子ども一人ひとりに応じて20歳までの措置延長や、22歳までの生活の場を確保する社会的養護自立支援事業の適用など、子どもの利益を最優先に丁寧にケースワークを行います。また、施設の定員については、稼働率に余裕を持たせながら、受け皿の確保を見込んで設定しています。また今後、里親委託の推移を検証しながら、計画の進捗管理の場や、関係団体との協議の中で慎重に検討していきます。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・児童職員や施設職員の圧倒的人材不足も感じる。人材が不足していると、一人ひとりの業務内容が多く、負担になる。そしてまた人材が不足しているという悪循環になる。人材が不足し、切羽詰まっている状況で、より良い養育はできない。しかしそれは大人の都合で、児童には全く関係のないことだと思ふ。大人の都合で出来ないことを減らすためにも、処遇改善であったり、社会の理解を働きかけていくことが必要なのではないかと思う。それが、施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取り組み、施設整備への支援に繋がると思う。		施設が高機能化・小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行ってまいります。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・自立に向けた取組について、施設も大切なものと理解し、各自で取組んでいるが、目の前にいる子の支援に追われ、結局人さえ十分いればと思う。何かにつけて、人材確保・育成・定着。		総論の(2)計画策定の基本理念と基本的方向により、関連施策との連携や、取組を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行ってまいります。
各論 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	24	・社会的養護自立支援について、20歳前後で安定した生活基盤を築くことは難しく、自立援助ホームの充実が望まれる。また、自立後の困りごとの相談や資源の利用申請などを支援する担当者が必要だと思う。どこが担当か、一番は出身施設の職員がアフターケアを行えるようなフォーマルな仕組みを望む。あるいは、一定の年齢まで市町等の担当者が一人付いていても良いと思う。		施設・企業・NPO法人など多様な主体が連携協力し、施設入所中から退所後まで切れ目のない生活支援、就労支援体制を整備していきます。
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	26	P26 市町の支援体制 ・住民の一番近い市町の窓口の平均化が図られないと、全ての子どもたちが！にならないので、県からの支援策の掲載が欲しい。		子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するための支援を行ってまいります。
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	・児家センに期待される部分も大きいようだが、人的配置・予算にも関わる。県の明確な児家センへの考え(設置数と場所)を示して欲しい。		計画では、前期(令和6年度末)の取組として県内6か所の児童相談所管内に児童家庭支援センター(以下、「児家セン」とする。)を設置し、各児家センの里親支援体制の機能の充実をはかります。 そのうえで、後期(令和11年度末)の取組として、前期末までに整備した児家センに加え、1児童相談所管内の人口が多いところや面積が広いところについて、所管区域分けを行い、児童相談所管内に複数の児家セン整備を検討することとしています。そのため、児家センの活動状況のデータを収集し、分析を行い、児童相談所の置かれていない市に児家センの設置をすることも十分に検討しなければならないと考えています。 また、フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築のためには関係機関の連携が不可欠と考えており、民間のフォスターリング機関を積極的に活用し、地域の実情に応じた効果的な実施体制構築をすすめます。 なお、在宅支援から里親養育支援、施設の多機能化、こどもの権利擁護の推進等、非常に多岐にわたる計画ですので、それぞれの分野での人材育成、人材の定着が大変重要です。

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組	7	この計画の推進には各地域における「フォスタリング機能」の強化と育成が必須であり、そのためには現在児童相談所の置かれていない市に「児童家庭支援センター」の設置を強力に推進していくことが必要だと考える。		
7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27			
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	社会的養育について市町の相談体制整備について強化を取り組むと打ち出されているが、松阪市の他に子ども家庭総合支援拠点の設置について表明はなく、児童家庭支援センターについても1児童相談所に1センター設置という取り組みであり、児童相談所管内が広域な区域については、後期に所管区域分けを行い整備するという計画である。積極的に所管分けを行い、子ども家庭に関するすべての事柄を気軽に相談できる体制整備を県として推進計画に盛り込んでほしいと思う。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	県では、児家センを1児相管内に1か所との基本的な考え方から、後期に状況を勘案し必要であれば、整備を進めるという計画だが、松阪市、明和町、多気町、大台町(松阪エリア)についても、社会福祉法人により児童福祉施設の整備が進んできている。ただ、児童相談の今後は、市町が支援の主体者となり、増える相談に対応していかなければならないことは自明である。そのような中、民間機関との機能連携という点は必ず実現しなければならない点である。現時点で考えれば、社会福祉法人が営む児家センが最も有力な連携機関となるのは良識ある考え方だと思う。面積12万km ² 、人口21万人の人口を有している松阪エリアにおいて、【前期の取組】に児家センの整備を明記していただき、早期に児童福祉の基盤整備を節にお願いしたい。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	児童家庭支援センターの設置促進について、そもそも論として、児家センは、児童相談所の補完施設として考えられたものであり、設置の取り組みとして、現在児童相談所が設置されていない、桑名市、名張市、松阪市、鳥羽市、熊野市等の市に設置することが、県全域をカバーした子どもの養育を支援する取組が出来るのではないかとと思われる。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	前期の取組として、児童相談所毎に設置するのではなく、児童相談所のない市に優先的に設置すべきであると思っている。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	児童福祉法に規定する児家センの事業内容も児童相談所が設置されていない市町こそ必要と思われる。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	松阪市においては新聞報道のとおり、令和2年1月1日から、子ども家庭総合支援拠点(名称:子ども家庭総合支援センター)が、県内ではいち早くスタートしたところである。このことは、松阪市においても児童相談支援の主体を市が果たしていこうという表れだと感じている。しかし、今後も増え続けるだろう児童相談に対応するためには、様々な児童相談の経験とノウハウを維持している児童家庭支援センターとの連携は非常に重要な点であると考えられる。現在、松阪市においては、児童家庭支援センターが設置されていない状況であり、今後を考えるとこの基盤整備は早期に図っていただきたいと考えます。是非とも今回の計画において、前倒ししていただき、前期の計画に松阪市に児童家庭支援センターの設置について位置付けをしていただきたい。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	児童家庭支援センターの充実について、相談に関する受け皿は、何層もあると良い。里親希望者が多く、管轄の児童相談所が離れている松阪地域にも、設置されると良いと思う。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	里親に関して非常に興味があり、できることなら自分もやってみたいと考えた時があった。しかし、里親経験者に聞いてみると、困ったときに支えてくれる機関が少ないことが不安であるなどの意見が多く聞かれる。あるところでは、児童家庭支援センターが里親の相談に乗ってくれるような話も聞いた。三重県においては、里親の普及率を大きく上げていきたいとの考え方があるようだが、身近に児童家庭支援センターなどの機関の設置が必要であると考えられる。是非、松阪地域に児童家庭支援センターの整備を進めていただきたい。		
各論 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	27	児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取り組み(p27) ・【基本的方向】(p2)の の実現のためにも、またp8で述べられているフォスタリング業務の包括的な実施体制の構築のためにも、さらに、p16におけるパーマネンシー保障における 取組内容の【後期の取組】においてもフォスタリング機関としての児童家庭支援センター(児家セン)は非常に重要な役割を担うことになると考えます。本案は前期の取り組みとして、県内6か所の児相管内毎に児家センを設置することとなり、児相管内に複数の児家センを設置することは後期の取り組みとなっておりますが、前期に県内14市に設置し当該自治体と近隣の町を担当し、ニーズの高い地域を後期の取り組みで複数化してはいいかがでしょうか。		
各論 8 一時保護改革に向けた取組	29	一時保護改革に向けた取組 一時保護所と一時保護専用施設の役割分担は、後期の取組ではなく、前期の少しでも早い時期に進めて頂きたい。一時保護所であればならないケースがある(一杯だからと専用施設にすることがあるなら、改善して頂きたい。)		一時保護所の第三者評価を前期に変更し、その結果をふまえ、一時保護所のあり方を検討することとしたいと考えています。
各論 8 一時保護改革に向けた取組	29	P29 一保改革 ・児相と施設の一保の違いを明確に示しながら、今後の推進・改革を考えるべきと思われる。		
各論 8 一時保護改革に向けた取組	29	一保の子どもたちの学習保障も原籍校に通えばという問題でもなく、一番急務と思われる。		
各論 8 一時保護改革に向けた取組	29	一時保護についても第三者評価を導入し、子どもの権利について敏感な感覚を持って権利擁護に努めていけるように手立てを講じてほしい。		

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
各論 8 一時保護改革に向けた取組	29	一時保護改革に向けた取組み(p29) ・「新しい社会的養育ビジョン」では一時保護を「緊急一時保護」と「アセスメントのための一時保護」に分けて考えていますが、そうであるならば6児相すべてに一時保護所を併設すべきと考えます。【前期の取組】で6児相管内すべてに少なくとも1か所、【後期の取組】では、6児相すべてに併設施設を設けたうえで、【前期の取組】にある「一時保護の場の地域分散化」、【後期の取組】にある委託一時保護との役割分担について進めていくべきだと考えます。将来的には併設1か所、各管内施設委託1か所以上とすることが望ましいのではないのでしょうか。		県の一時保護所については、集団での行動観察など一定の規模が必要なため、2か所が適当と考えます。一時保護専用施設については、当面1児相管内に1か所とし、運営状況をみながら見直し時に検討していきます。
各論 9 児童相談所の強化等に向けた取組	31	・児相の強化について、中核市への設置の考えを明確にして欲しい。		県内の市が中核市に移行する場合は、児童相談所設置に向けた情報提供や人材育成等必要な支援を行っていきます。